

(仮称) 新館清掃施設整備及び運営事業

実施方針

平成 29 年 12 月

八王子市

《目 次》

第1章 用語の定義	1
第2章 特定事業の選定に関する事項	2
1. 事業内容に関する事項	2
2. 特定事業の選定・公表に関する事項	7
第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項	8
1. 民間事業者の募集及び選定方法	8
2. 募集及び選定の手順	8
3. 評価会議の開催	9
4. 提出書類の概要	9
5. 応募者の参加資格要件	10
6. 落札者決定後の手続き	14
第4章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
1. 想定されるサービスの水準・仕様	15
2. 想定されるリスクの分担	15
3. 市による事業の実施状況の監視	15
4. 地域への貢献	15
第5章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	16
1. 立地に関する事項	16
2. 計画に関する事項	16
第6章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	17
1. 疑義が生じた場合の措置	17
2. 管轄裁判所の指定	17
第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	18
1. 民間事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	18
2. 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	18
3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	18
4. その他	18
第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	19
1. 法制上及び税制上の支援に関する事項	19
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	19
3. その他	19
第9章 その他事業の実施に関し必要な事項	20
1. 議会の議決	20
2. 入札参加に係る費用負担	20
3. 実施方針の公表に関する事項	20
4. その他	21

実施方針添付資料

実施方針添付資料-1 事業実施区域

実施方針添付資料-2 契約スキーム

実施方針添付資料-3 役割分担概念図

実施方針添付資料-4 リスク分担（案）

第 1 章 用語の定義

本実施方針において使用する用語の定義は次のとおりである。

本事業市	(仮称) 新館清掃施設整備及び運営事業をいう。 八王子市をいう。
評価会議	本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案評価を行う目的で、市が開催する学識経験者などで構成される組織「(仮称) 新館清掃施設整備及び運営事業評価会議」をいう。
応募者	本事業の入札手続きに参加する複数企業で構成される企業グループをいう。
構成員	応募者のうち、民間事業者の選定後、運営事業者への出資を行うものをいう。
協力企業	応募者のうち、民間事業者の選定後、運営事業者への出資を行わないもので、本事業の実施に際して、設計・建設業務、運営・維持管理業務のうちの一部を請負又は受託することを予定しているものをいう。
代表企業	入札手続きにおいて応募者の代表を務める者をいう。
民間事業者	市と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
建設事業者	本事業において、本施設の設計・建設業務を行う者をいう。
運営事業者	民間事業者の選定後、構成員が出資を行い設立する特別目的会社で、本施設の運営・維持管理業務を行う者をいう。
事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の総称をいう。
基本協定	民間事業者の選定後、本事業開始のための準備行為等の基本的事項等についての市と落札者の間で締結される協定をいう。
基本契約	民間事業者に本事業を一括で発注するために、市と落札者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、市と建設事業者が締結する契約をいう。
運営業務委託契約	本事業の運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、市と運営事業者が締結する契約をいう。
設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
運営・維持管理業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。

第2章 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名

(仮称) 新館清掃施設整備及び運営事業

(2) 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名 称 (仮称) 新館清掃施設

種 類 一般廃棄物処理施設（焼却施設）

(3) 公共施設等の管理者

八王子市長 石森 孝志

(4) 事業目的

本事業は、「新館清掃施設整備基本計画」（平成 27 年 3 月）に基づき（仮称）新館清掃施設（以下「本施設」という。）の整備及び運営について、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用して、効率的かつ効果的な事業を実施することを目的とする。

(5) 事業概要

本事業は、特定事業として、八王子市の焼却施設等を整備する。また、焼却施設等の運営を長期複数年にわたり安定的に継続させるために、民間事業者は、焼却施設等の運営の遂行のみを目的とした会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定する株式会社（以下「運営事業者」という。）を設立することとし、当該運営事業者が民間事業者とともに焼却施設等の運営を実施する。

民間事業者は、現在、既設管理棟を利用し行われている収集事業を担保して本施設を整備し、本施設を市に引き渡したうえで運営事業者とともに本施設の運営を実施するものとする。

既存管理棟については、本施設に収集機能を移設した後、解体撤去する。

(6) 本事業対象施設の概要

項 目	概 要
事業実施場所	東京都八王子市館町 2700
事業実施区域	添付資料-1 参照
民間事業者の 業務及び期間	設計・建設業務 : 契約締結日から平成 34 年 9 月 30 日まで 運営・維持管理業務 : 平成 34 年 10 月 1 日から平成 55 年 3 月 31 日まで
主 要 な 施 設	ア 配置施設 ・ ごみ処理棟、管理棟（処理棟と合棟とする）、玄関棟、計量棟、紙資源ストックヤード、剪定枝ストックヤード、自動洗車場、手洗い洗車場、自動車整備庫、給油所、収集車車庫 イ 付属施設 ・ 構内道路、門扉、囲障、駐車場、植栽等その他関連する施設や設備等
処 理 方 式	ストーカ式焼却方式又は流動床式焼却方式
処 理 対 象 物	【処理物】 ①可燃ごみ（側溝汚泥、可燃性粗大ごみを含む） ②災害廃棄物 ③小動物の死がい 【受入物】 ④古紙（回収しリサイクル） ⑤剪定枝（回収しリサイクル） ⑥持込み不燃ごみ（一時保管）
供 用 開 始	平成 34 年 10 月 1 日
施 設 規 模	160 t / 日（80 t / 日 × 2 炉、24 時間稼働）
発 電 効 率	17.5%以上とする

(7) 事業方式

本事業における施設の整備及び運営は^{デザイン ビルド オペレート}DBO（Design Build Operate）方式により実施する。

本事業の入札手続きに参加する複数企業で構成される企業グループのうち、落札者として決定された応募者（以下「落札者」という。）は、本施設の設計・建設業務を行う。

さらに、落札者は、特別目的会社（運営事業者）を設立し、20 年 6 か月の運営・維持管理期間にわたって、本施設の運営・維持管理業務を実施するものとする。

(8) 契約の形態

市は、民間事業者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。また、基本契約に基づいて、民間事業者のうち建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。さらに、基本契約に基づいて、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約を締結する。（基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約の 3 つの契約をまとめて、以下「事業契約」という。）

事業契約の締結主体を「実施方針添付資料-2 契約スキーム」に示す。

(9) 事業期間

事業期間は次のとおりである。

1) 設計・建設業務期間

本施設の設計・建設業務：契約締結日（平成 30 年 12 月）から平成 34 年 9 月 30 日までの 3 年 10 か月

2) 運営・維持管理期間

本施設の運営・維持管理業務：平成 34 年 10 月 1 日から平成 55 年 3 月 31 日までの 20 年 6 か月

(10) 事業実施区域

事業実施区域は、「実施方針添付資料-1 事業実施区域」に示すとおりである。

民間事業者は、設計・建設業務期間中に本施設を設計・建設し、平成 34 年 10 月 1 日から平成 55 年 3 月 31 日まで本施設の運営・維持管理を実施する。

(11) 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

(12) 事業期間終了後の措置

運営・維持管理業務の委託期間は 20 年 6 か月としているが、市は本施設を供用開始後 30 年以上に亘って使用する予定であるため、民間事業者はそのことを前提として設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うこととする。また、民間事業者は、事業期間終了時に本施設を市の定める明け渡し時における要求水準を満足する状態に保って、市に引継ぐものとする。なお、事業期間終了時の措置について、運営開始後 16 年目（平成 49 年度）の時点において、市及び民間事業者は協議を開始するものとする。

(13) 事業の対象となる業務範囲

市及び民間事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細については「要求水準書」に示すとおりとする。

1) 民間事業者が行う業務

(ア) 本施設の設計・建設に関する業務

【本施設の設計に関する業務】

- ① 本施設の設計
- ② 市が提示する調査結果以外に必要な事前調査
- ③ 市が行う循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援
- ④ 市が行うその他許認可申請支援

【本施設の建設に関する業務】

- ① 本施設の建設（旧施設の解体含む。）
- ② 建設工事に係る許認可申請（支援を含む。）等
- ③ 市への引継業務等の近隣初動対応

(イ) 本施設の運営・維持管理に関する業務

- ① 運転管理業務（受付管理、余剰電力の売却等を含む。）
- ② 維持管理業務
- ③ 環境管理業務
- ④ 情報管理業務
- ⑤ 防災管理業務（災害時対応含む。）
- ⑥ その他関連業務（市への引継業務等の近隣初動対応、見学者対応等を含む。）

2) 市が行う業務

(ア) 本施設に関する業務

【設計・建設に関する業務】

- ① 用地の確保
- ② 近隣同意の取得・近隣対応
- ③ 本施設の交付金申請手続
- ④ 本施設の設計・建設モニタリング
- ⑤ その他これらを実施する上で必要な業務

【運営・維持管理に関する業務】

- ① 近隣対応
- ② 運営モニタリング
- ③ 本施設への処理対象物の搬入
- ④ 焼却主灰及び焼却飛灰の運搬・処分
- ⑤ 処理不適物の運搬・処分
- ⑥ その他これらを実施する上で必要な業務

(14) 民間事業者への支払

本事業における民間事業者への支払は次のとおりとし、詳細は入札説明書等において示す。

1) 本施設の設計・建設業務に係る対価

市は、本施設の設計・建設業務の対価として、設計・建設業務費を建設事業者を支払う。

2) 本施設の運営・維持管理業務に係る対価

市は、本施設の運営・維持管理業務の対価として、運営業務委託費を運営事業者を支払う。

(15) 余熱利用計画

運営事業者は、焼却処理により発生する熱エネルギーを利用した発電を行い、電力として本施設内で利用するとともに余剰電力は電力会社等へ売電する。

売電収入は市に帰属するものとするが、運営事業者は当該売電収入の向上を十分考慮し、運営・維持管理業務を行う。

(16) 市が適用を予定している交付金について

市は、本事業の実施に関して、国の交付金の対象事業となる予定である。交付金の申請等の手続は市において行うが、建設事業者は市が行う交付金の申請手続き等に協力するとともに、当該交付金交付要綱等に適合するように関連資料の作成を行うこととする。

(17) 事業スケジュール（予定）

1) 実施方針の公表	平成 29 年 12 月
2) 入札公告	平成 30 年 4 月
3) 事業提案書の受付	平成 30 年 7 月
4) 落札者の決定	平成 30 年 9 月
5) 仮契約の締結	平成 30 年 10 月
6) 契約議案の議会への提案	平成 30 年 12 月
7) 事業契約の締結	平成 30 年 12 月
8) 本施設の設計・建設	平成 30 年 12 月～平成 34 年 9 月
9) 本施設の運営・維持管理	平成 34 年 10 月～平成 55 年 3 月

2. 特定事業の選定・公表に関する事項

市は、本事業の実施に向けた手続きを進めるにあたり、P F I 法第7条に規定する手続きに準じて特定事業の選定を行うこととする。

(1) 選定基準

本事業をD B O事業として実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できる場合、又は市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合に、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。また、公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

市は、本事業をP F I 法第7条に定める手続きに準じて特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せて、市のホームページへの掲載等により速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないことにした時も同様に公表する。

第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者の募集及び選定方法

市は本事業をPFI法第7条に基づき特定事業として選定した場合は、本事業への参加を希望する事業者を公募する。事業者の選定は、解除条件付総合評価一般競争入札により行うことを予定している。

2. 募集及び選定の手順

市は以下の手順により、事業者を選定することを予定している。なお、具体的な日程については入札公告時に示す。

内 容	日 程
① 実施方針の公表	平成 29 年 12 月 27 日（水）
② 実施方針に関する質問・意見の受付期限	平成 30 年 1 月 12 日（金）
③ 上記質問への回答公表	平成 30 年 2 月 2 日（金）
④ 入札公告及び入札説明書等の公表・交付	平成 30 年 4 月初旬
⑤ 第 1 回入札説明書等に関する質問受付期限	平成 30 年 4 月中旬
⑥ 第 1 回入札説明書等に関する質問回答の公表	平成 30 年 4 月下旬
⑦ 入札参加資格審査書類受付・審査	平成 30 年 5 月初旬～中旬
⑧ 入札参加資格審査結果の通知	平成 30 年 5 月中旬
⑨ 現地見学会	平成 30 年 5 月下旬
⑩ 概要説明会	平成 30 年 6 月初旬
⑪ 第 2 回入札説明書等に関する質問受付期限	平成 30 年 6 月中上旬
⑫ 第 2 回入札説明書等に関する質問回答の公表	平成 30 年 7 月初旬
⑬ 予定価格の公表	平成 30 年 7 月初旬
⑭ 事業提案書等入札書類の受付	平成 30 年 7 月下旬
⑮ 落札予定者決定	平成 30 年 9 月中旬
⑯ 基本協定締結	⑮の後速やかに
⑰ 事業契約仮契約締結	平成 30 年 10 月下旬
⑱ 落札者公表	平成 30 年 12 月上旬
⑲ 事業契約本契約	平成 30 年 12 月下旬

（1）入札公告

市は、事業者の選定等を行うにあたり、本事業の入札公告をするとともに、市のホームページへの掲載により公表する。入札公告に際しては、入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準書などの書類（以下「入札説明書等」という。）を配布する。

（2）質問受付

市は、入札説明書等の内容に関する質問を受け付ける。

(3) 質問回答の公表

市は、上記(2)による質問及びこれに対する回答を市のホームページへの掲載により公表する。

(4) 入札参加資格審査申込み

応募者は、入札説明書の定めるところにより、一般競争入札参加資格審査確認に必要な書類（以下「入札参加資格審査書類」という。）を提出するものとする。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

市は、入札参加資格審査書類を提出した応募者を対象として競争参加資格の有無を確認し、その結果に応募者に通知する。入札参加資格があると認められた応募者は、以後の手続において本事業の実施の対価を示した入札書並びに本事業の実施に関する計画及び提案を示した事業提案書（以下「事業提案書」という。）を提出することができるものとする。

(6) 入札書及び事業提案書の提出

応募者は、入札説明書の定めるところにより、入札書及び事業提案書を提出するものとする。

(7) 落札者の決定

市は、応募者から提出された入札書及び事業提案書の内容を総合的に評価し、市に最も有利な提案をした応募者を選定し、落札予定者を決定する。

落札予定者は、八王子市公正入札調査委員会において、入札が適正であるとの判断がなされた場合に落札者となる。

(8) 落札者の公表

市は、入札書及び事業提案書の内容を総合的に評価した結果を、各応募者に通知するとともに、市のホームページへの掲載により公表する。

3. 評価会議の開催

市は、落札者決定基準及び落札者の決定にあたり、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項に基づいて「(仮称)新館清掃施設整備及び運営事業評価会議」を開催し、意見聴取を行う。

4. 提出書類の概要

一般競争入札参加資格審査書類として、応募者を構成する企業に係る資格及び実績等を確認するための資料の提出を求めることを予定している。

(1) 提出書類の内容

事業提案書としては、次の1)から3)までに掲げる事項を主な内容として含む事業提案書

の提出を求めることを予定している。

- 1) 基礎審査に関する提出書類
- 2) 非価格要素審査に関する提出書類
- 3) 事業計画に関する提出書類

詳細は、入札公告時に提示する。

(2) 提出書類の取扱い

1) 著作権等

提出書類の著作権は、当該書類を提出した応募者に帰属するものとする。ただし、公表、展示その他本事業に関して必要と認める範囲において、市は、これを無償で使用する事ができるものとする。

また、選定に至らなかった応募者の提出書類については、落札者の決定後、市が適切に処分する。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、運転管理方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

3) 資料の公開

市は、落札者の決定後、選定結果の公表の一環として、必要に応じて応募者から提出された事業提案書（選定に至らなかった応募者からの事業提案書を含む。）の一部を公開することができるものとする。ただし、公開に際しては、提案した応募者のノウハウや手法を特定することができるなど、公開されることにより提案した応募者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については当該応募者と協議することとする。

5. 応募者の参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。

また、設計・建設業務及び運営・維持管理業務の実施にあたっては、以下に示す応募者の構成等で規定するものはもとより、市内に本社がある事業者を積極的に活用すること。

(1) 応募者の構成等

- 1) 応募者は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を実施する予定の複数の企業で構成する企業グループとする。
- 2) 応募者は、本事業の設計・建設業務又は運営・維持管理業務を行う企業のうち、運営事業者となる特別目的会社に出資する企業（以下「構成員」という。）及び運営事業者となる特別目的会社に出資しない企業（以下「協力企業」という。）から構成されるものとする（構成員のみで構成することも可能）。なお、構成員又は協力企業のうち一者が、複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の構成員又は協力企業で分担することは差し支えない。

- 3) 応募者は、構成員の中から応募者の代表を務める者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が入札参加手続を行うこととする。
- 4) 構成員又は協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。
- 5) 構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。
- 6) 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。

上記の「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

(ア) 資本関係がある場合

以下の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。

以下同じ。)と子会社の関係にある場合

- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

以下の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- 7) 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者等の参加資格要件

1) 共通の参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、応募者の構成員及び協力企業となることはできない。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(イ) 入札参加年度における市の競争入札参加資格者名簿のいずれにも登録されていない者

(ウ) 市の指名停止措置を受けている者

(エ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(オ) 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者

(カ) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者

- (キ) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
- (ク) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者
- (ケ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者
- (コ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者
- (サ) 八王子市暴力団排除条例（平成 24 年 4 月 1 日施行）第 2 条に規定する暴力団並びにその暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者が所属している者
- (シ) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者がその事業活動を支配する法人である者
- (ス) 市が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者
株式会社日建技術コンサルタント
西村あさひ法律事務所
- (セ) 市が設置する「評価会議」の参加者が所属する企業
- (ソ) 本実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について市が設置する評価会議の参加者に対し、接触等の働きかけを行った者

2) 各業務を行う者の要件

応募者のうち、本事業の設計・建設業務を行う者は、次の(ア)、(イ)の要件をそれぞれ満たす複数者による特定建設工事共同企業体で構成すること。

運営維持管理業務を行う者は、次の(ウ)の要件を満たす企業とすること。

同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社が次の該当する要件を満たすこと。

なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

(ア) 本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件

本施設の建築物の設計・建設を行う者は、以下に示す要件を全て満たすこと。

- ① 東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）において八王子市の建設工事等競争入札参加資格を有していること。
- ② 建築物の設計業務を実施する企業は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。また、一級建築士を配属すること。なお、これらの技術者は、企業が直接かつ連続して 3 か月以上雇用している者でなければならない。
- ③ 建築物の設計業務を実施する企業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第

- 1 項に規定する一般廃棄物処理施設(焼却施設)の設計を担当した実績があること。
- ④ 建築物の建設業務を実施する企業は、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 1,000 点以上であること。
- ⑤ 建築物の建設業務を実施する企業は、建築一式工事について建設業法第 26 条に規定する監理技術者であって、一級建築施工管理技士の資格を有するものを専任で配置できること。なお、これらの技術者は、企業が直接かつ連続して 3 か月以上雇用している者でなければならない。
- ⑥ 建築物の建設業務を実施する企業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設(焼却施設)の建設を担当した実績があること。
- (イ) 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件
- ① 建設業法第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 1,100 点以上であること。
- ② 参加資格確認基準日において、以下の条件を全て満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の元請の実績が複数あること。
- i 施設規模 150 t / 日以上 の規模でボイラ・タービン式発電設備を有すること。
 - ii 施設規模 150 t / 日以上 の規模で、延べ 3 年以上の稼働実績を有すること。
 - iii 施設規模 150 t / 日以上 の規模で、90 日以上 の連続運転の実績を有すること。
- ③ 清掃施設工事について建設業法第 26 条に規定する監理技術者を専任で配置できること。なお、これらの技術者は企業が直接かつ連続して 3 か月以上雇用している者であること。
- (ウ) 本施設の運営・維持管理業務を行う者の要件
- 本施設の運営・維持管理業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たすこと。
- ① 施設運営企業は、電子調達サービスにおいて八王子市の物品買入れ等競争入札参加資格を有していること。
- ② 参加資格確認基準日において、以下の条件を全て満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の運転実績を元請(応募者の構成員が出資した特別目的会社から直接受託したものを含む。)として、複数有すること。
- i 施設規模 150t/日以上
 - ii ボイラ・タービン式発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設
- ③ 廃棄物処理施設技術管理者(ごみ処理施設)の資格を有し、ボイラ・タービン式発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設で、150t/日以上 の施設(1 年以上の稼働及び 1 系列あたり 90 日間以上の連続運転実績を有する施設に限る。)の現場総括責任者(施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者)としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理技術管理者として運営開始後 2 年間以上配置できること。
- ④ 本施設の運営・維持管理にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置すること。

3) 参加資格の確認

- (ア) 参加資格確認基準日は入札参加資格審査書類提出日とする。
- (イ) 落札者決定日までの間に応募者の構成員が入札参加資格要件を欠いた場合、市は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。
- (ウ) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成員が入札参加資格要件を欠いた場合、市は落札者決定を取り消すことができる。この場合において、市は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

6. 落札者決定後の手続き

(1) 基本協定の締結

市と落札者は落札者決定後速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務等について規定した基本協定を締結する。

(2) 特別目的会社の設立

落札者決定後には、落札者は、特別目的会社を速やかに設立しなければならない。なお、特別目的会社は次の要件をすべて満たさなければならない。

- 1) 運営事業者の本店所在地は八王子市内としなければならない。
- 2) 応募者のうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとする。
- 3) 運営事業者の定款において、会社法第 326 条第 2 項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を市に提出すること。
- 4) 運営事業者の株主は、市の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

(3) 契約内容に関する協議

市と落札者は、基本協定締結後、基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の締結に向け契約内容について協議する。なお、契約内容の協議は契約書案(入札説明書で示す。)の詳細の協議を行うものであり、入札説明書等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

第4章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 想定されるサービスの水準・仕様

民間事業者は、入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の入札説明書等へ示す本施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うものとする。

2. 想定されるリスクの分担

（1）基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、市と民間事業者が適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。設計・建設業務、運営・維持管理業務に伴うリスクは、原則として民間事業者が負うものとするが、市が負担すべき合理的な理由があるリスクについては、市がリスクを負うこととする。

（2）想定されるリスクの分担

市と民間事業者のリスク分担は、原則として「実施方針添付資料-4 リスク分担（案）」によるものとする。なお、その詳細については、入札説明書等において示す。

（3）リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は落札者若しくは運営事業者のいずれかが責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額を負担することとする。

また、一定額までは落札者又は運営事業者が責任を負うとしたリスクや、市並びに落札者又は運営事業者が共同して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、事業契約に示す契約条件等のおりとする。

3. 市による事業の実施状況の監視

市は、民間事業者が実施する本施設の設計・建設及び運営・維持管理段階におけるすべての業務について、監視を行う。監視の方法、内容等については、入札説明書等に定める。

また、民間事業者の提供する施設の設計・建設業務及び運営・維持管理業務に係るサービスが十分に達せられない場合、市は、民間事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

4. 地域への貢献

民間事業者は本施設の設計・建設業務及び運営・維持管理にあたっては次の項目に留意すること。

（1）市内での雇用促進の配慮

（2）地元企業からの用役、材料の調達、納品についての配慮

（3）本施設周辺の住民や地元企業との信頼性の構築

第5章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 立地に関する事項

焼却施設等の建設予定地の概要は次のとおりであり、詳細については要求水準書に示す。

- | | |
|----------|----------------------------------|
| (1) 建設場所 | 東京都八王子市館町 2700 番地 |
| (2) 用途地域 | 準工業地域 |
| (3) 防火地域 | 準防火地域 |
| (4) 高度地区 | 第2種高度地区 |
| (5) 敷地面積 | 約 7.24ha (「実施方針添付資料-1 事業実施区域」参照) |
| (6) 建ぺい率 | 60% |
| (7) 容積率 | 200% |

2. 計画に関する事項

焼却施設等の規模等の概要は次のとおりであり、詳細については要求水準書に示す。

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 焼却施設等 | 80t/日×2 炉 (160t/日) |
|-----------|--------------------|

第6章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 疑義が生じた場合の措置

市が入札手続において配布した一切の資料、当該資料に係る質問回答書及び落札者が提出した事業提案書並びに市と関連事業者との間で締結された協定等の解釈に疑義が生じた場合は、市と運営事業者又は代表企業が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議のうえ、解決を図るものとする。

2. 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 民間事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 民間事業者の提供するサービスが、事業契約で定める民間事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は民間事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。民間事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- (2) 民間事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号の規定により市が事業契約を解除した場合、民間事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、民間事業者は、事業契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により民間事業者が事業契約を解除した場合、市は、民間事業者に生じた損害を賠償する。

3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 不可抗力その他市又は民間事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び民間事業者は、事業継続の可否について協議する。
- (2) 設計・建設業務期間において、一定の期間内に協議が整わない場合、市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運營業務委託契約についても解除することができる。
- (3) 運営・維持管理期間において、一定の期間内に協議が整わない場合、市及び民間事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運營業務委託契約を解除することができる。

4. その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の支援に関する事項

民間事業者が本事業を実施するにあたり、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合には、それによることとする。なお、現時点では、本事業を実施する事業者に対する法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

民間事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる場合には、それによることとする。現時点では、本事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

3. その他

市は、民間事業者が本事業を実施するにあたり必要な許認可等の取得について、必要に応じて協力するものとする。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市は民間事業者との協議により対応を検討することとする。

第9章 その他事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

建設工事請負契約の締結に際しては、市議会の議決を得るものとする。

2. 入札参加に係る費用負担

入札参加に係る費用は、応募者の負担とする。

3. 実施方針の公表に関する事項

(1) 担当部署

八王子市 資源循環部 清掃施設整備課

郵便番号 192-8501

住所 東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

電子メール b481000@city.hachioji.tokyo.jp

(2) 実施方針に関する意見等の受付

実施方針に関する質問、意見又は提案の受付及びこれらに対する回答の公表の方法については、次の 1) から 5) までに掲げるとおりとする。

1) 受付期間

実施方針公表日から平成 30 年 1 月 12 日（金）午後 3 時まで
（平成 29 年 12 月 29 日（金）から平成 30 年 1 月 3 日（水）と、土曜日及び日曜日並びに祝休日を除く。最終日以外の受付時間は午前 9 時から午後 5 時までとする）

2) 提出先

前記 3(1)に同じ

3) 提出方法

実施方針及びその添付資料に関する意見又は質問を簡潔にまとめ、ホームページに公表する別添様式（Microsoft Excel 形式）に記入のうえ、そのファイルを電子メールに添付し送付すること。なお、電子メールの送信後には、前記 3(1)の担当部署に電話にて電子メールの着信を必ず確認すること。（電話番号 042-620-7461）

4) 回答方法

質問に対する回答は、回答公表予定日に市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。なお、公平性及び透明性を確保するため、実施方針の内容について電話での直接回答は行わない。

5) 回答公開予定日

平成 30 年 2 月 2 日（金）

(3) 実施方針の変更

市は、事業者からの意見等を踏まえ、P F I 法第7条の規定に準じて行う特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更を行うことがあるものとする。

実施方針の大幅な変更を行った場合には、市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公開する。

4. その他

(1) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、次のホームページを通じて適宜行う。

ホームページ

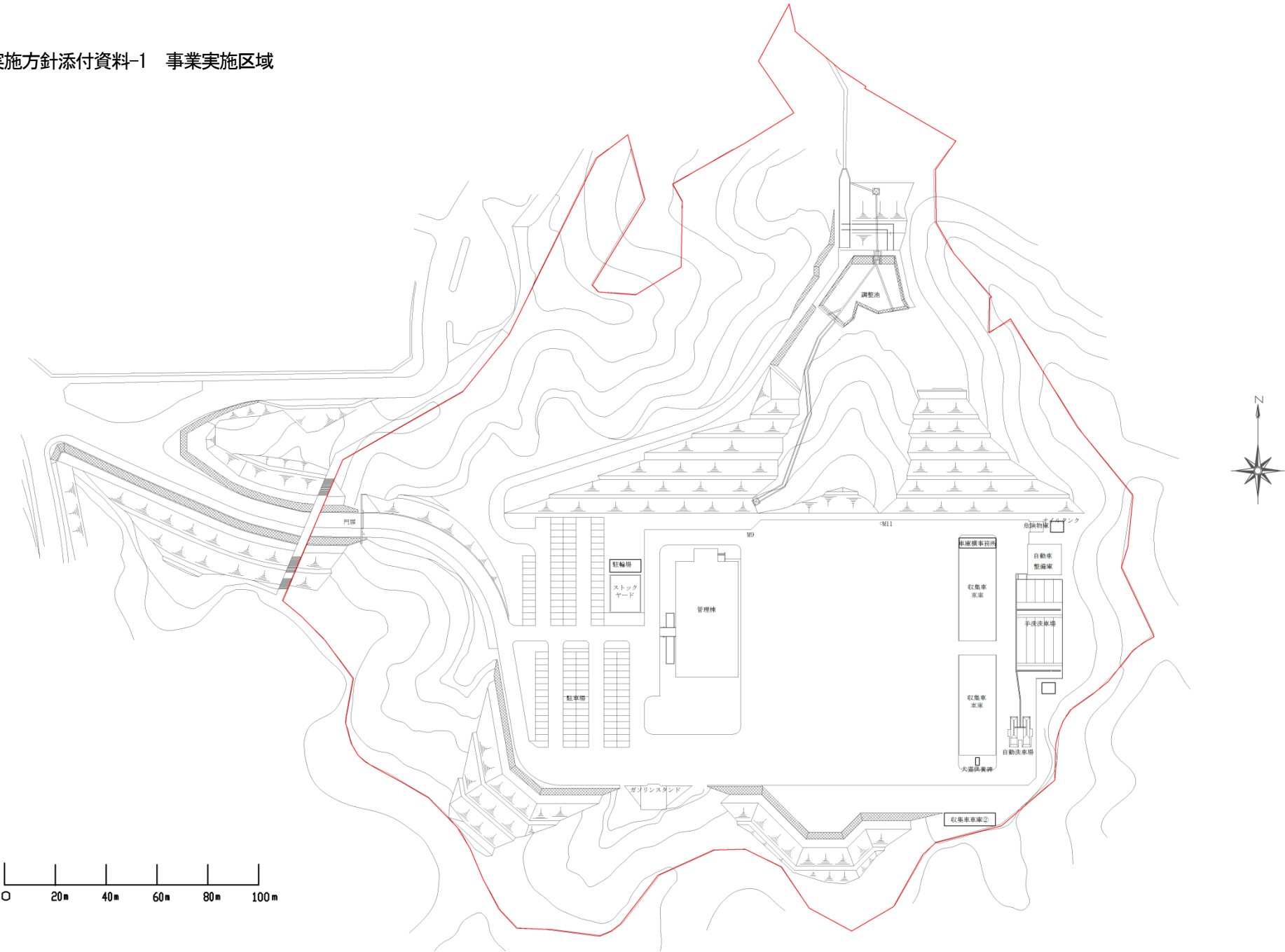
<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/tantoumadoguchi/019/003/>

(2) 問い合わせ先

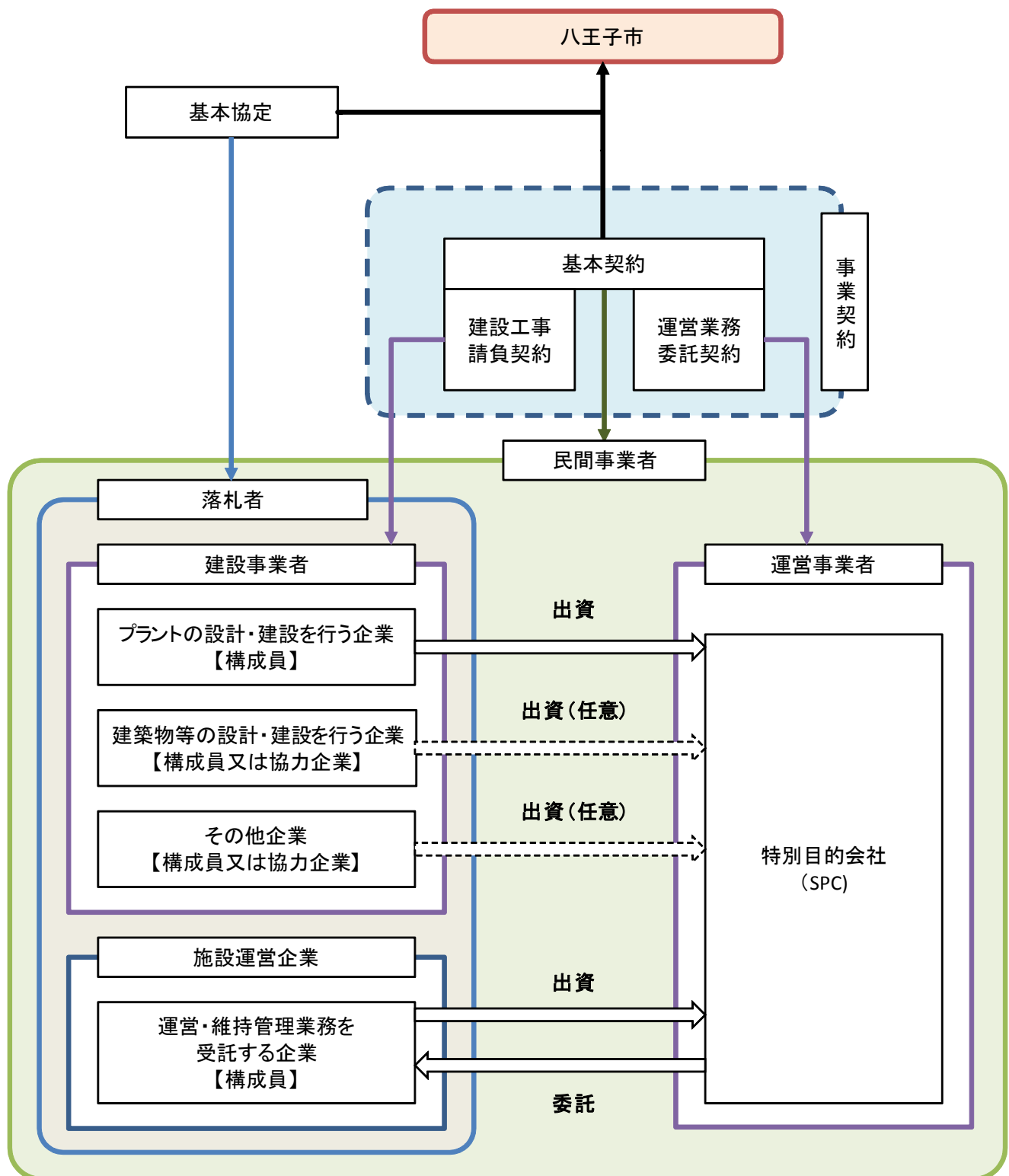
上記3(1)と同じ。

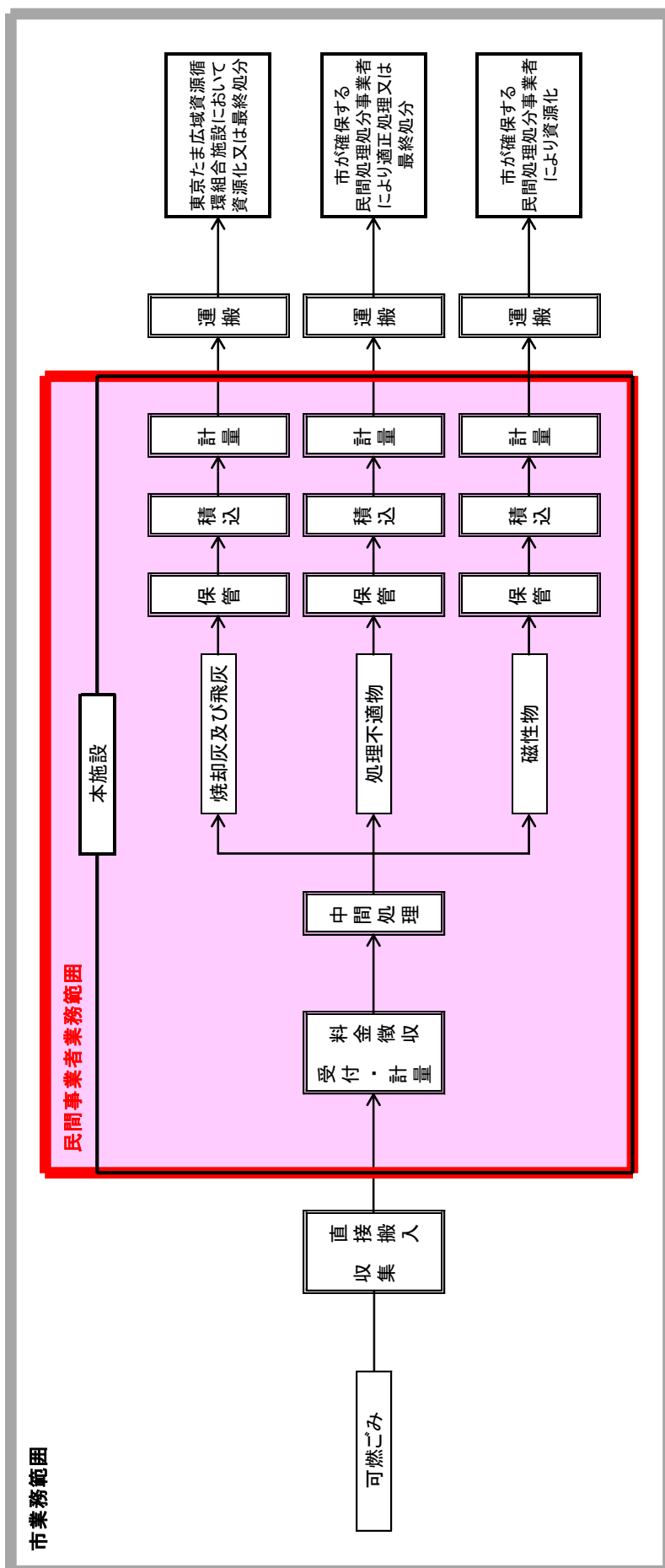
なお、実施方針の内容について電話での直接回答は行わない。

実施方針添付資料-1 事業実施区域



実施方針添付資料-2 契約スキーム





施方針添付資料-4 リスク分担（案）

本事業のリスク分担については、次のとおりを想定している。詳細は入札説明書等と同時に公表する事業契約書（案）において示す。

	リスクの種類	No	リスクの内容	市	事業者
全期間共通	募集資料リスク	(1)	事業者募集資料の誤り又は変更によるもの	○	
	住民対応リスク	(2)	民間事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望に関するもの等		○
		(3)	上記以外のもの	○	
	政治リスク	(4)	政策方針の転換による事業内容の変更又は事業中止に関するもの	○	
	用地リスク	(5)	地中障害物、その他募集資料等から予見できない用地の瑕疵に関するもの	○	
	第三者賠償リスク	(6)	民間事業者が実施する業務に起因して発生する事故等		○
		(7)	上記以外のもの	○	
	許認可リスク	(8)	市が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの	○	
		(9)	民間事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの		○
	入札参加コスト	(10)	入札参加コストに関するもの		○
	法令変更リスク	(11)	本事業に直接関連する法令・税制の変更等によるもの	○	
		(12)	上記以外の法令・税制度の新設・変更に関するもの		○
	不可抗力リスク	(13)	天災・暴動等不可抗力によるもののうち一定額以内の増加費用		○
		(14)	上記を越えるもの	○	
設計段階	測量・調査リスク	(15)	市が実施した測量、調査に関するもの	○	
		(16)	民間事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	設計変更リスク	(17)	市の指示・提示条件の不備・変更による設計変更	○	
		(18)	民間事業者の提案内容の不備・判断によるもの		○
	建設着工遅延リスク	(19)	市の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○	
		(20)	民間事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		○
建設段階	物価変動リスク	(21)	物価変動（インフレ）に係る費用の増大（一定の範囲を超えた部分）	○	
	工事費増加リスク	(22)	市の提示条件の不備・変更に関するもの	○	
		(23)	民間事業者の事由によるもの		○
	工事遅延リスク	(24)	着工後の市の指示等に関するもの	○	
		(25)	民間事業者の事由によるもの		○
	試運転・性能試験リスク	(26)	試運転・性能試験（事業者実施）に要する廃棄物の供給等に関するもの	○	
		(27)	試運転・性能試験（事業者実施）の結果、契約等で規定した要求性能の不適合によるもの		○
運営段階	物価変動リスク	(28)	物価変動（インフレ、デフレ）に係る費用の増減（一定の範囲内）		○
		(29)	物価変動（インフレ、デフレ）に係る費用の増減（一定の範囲を超えた部分）	○	
	ごみ量変動リスク	(30)	施設許容量以内のごみの受け入れに関するもの		○
		(31)	施設許容量を超過するごみの処理に関するもの	○	
	ごみ質変動リスク	(32)	想定ごみ質の範囲内のごみ質変動に関するもの		○
		(33)	想定ごみ質の範囲を越えるごみ質変動に関するもの	○	
	要求水準不適合リスク	(34)	契約で規定した要求性能の不適合によるもの（設計・建設の瑕疵によるものを含む）		○